

## 討議課題

食品衛生法においては、都道府県は、飲食店営業など公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設について、条例で、施設基準を定めなければならないとされている。そして、その営業を営もうとする者は、当該施設基準を満たし、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けなければならないこととされている。なお、都道府県知事は、営業施設に対する立入検査等の監視指導や食中毒の原因施設に対する営業禁止等の行政処分を行う権限を有している。

この食品衛生法の営業の許可に対する規定は、施設を念頭に置いた規定であるが、飲食店営業には、キッチンカーを用いて食事を提供する営業形態もある。建物であれば、その施設を管轄する都道府県知事は一つに限定されるが、キッチンカーは複数の都道府県知事の管轄地をまたがって営業することも想定される。

そのため、営業者側からは、同一のキッチンカーにも関わらず都道府県域を越えて営業する場合に、その都道府県知事ごとに営業の許可を得ることについて、手続き及び費用の観点から負担になっているという意見がある。その一方で、食品衛生法の事務は都道府県知事の自治事務であり、地方分権の観点から地方の自主性・主体性を尊重すべきという都道府県知事側の意見もある。

このように立場によって意見が大きく割れる課題について、政策立案を行う者としてはどのように臨むべきと考えるか。上記キッチンカーの課題についての自身の考え方を明確にしつつ、個別発表及び討議用のレジュメを作成してください。